

			現行の「SMBC信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC信託銀行取引規約集」文言
プレスティア マルチマネー口座 取引規約	第14条 休眠預金等活 用法に係る最終異 動日等			1	この預金取引のうち円貨の預金について、休眠預金等 活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち 最も遅い日をいうものとします。 ① 当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げ る異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事 由として次項で定めるものについては、預金に係る債 権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第 2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知 が預金者に到達した場合または当該通知を発した日 から1カ月を経過した場合(1カ月を経過する日または 当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちい ずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらない で返送されたときを除く。)に限り、 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める 預金等に該当することとなった日
				2	第1項第2号において、将来における預金に係る債権の 行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみ をいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日 とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める 日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続 扱いの預金にあっては、初回満期日) ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約に より、この預金について支払が停止されたこと:当該 支払停止が解除された日 ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税 滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象と なったこと:当該手続が終了した日 ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替そ の他の入出金が予定されていることまたは予定されて いたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握すること ができるものに限り、):当該入出金が行われた日 または入出金が行われないことが確定した日 ⑤ この預金取引における円貨の預金あるいは円普通預 金口座取引規約にもとづく他の預金について、前各号 に掲げる事由が生じたこと:他の預金に係る最終異動 日等
				3	この預金取引のうち休眠預金等活用法の適用対象とな らない預金について、最終異動日等とは一般規約第3条 第1項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点 となる日をいい、最終異動日等については、第1項およ び第2項を準用します。ただし、第1項第1号、第3号、第4 号は、以下のとおり読み替えます。 ① 当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げ る異動のうち、休眠預金等活用法の適用対象となら ない預金について、異動として取扱う事由が最後に あった日 ③ 当行が預金者に対して休眠口座となる通知を発した 日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または 当該通知を発した日から1カ月を経過した場合(1カ月 を経過する日までに通知が預金者の意思によらない で返送されたときを除く。)に限り、 ④ この預金口座が開設された日 また、第2項第5号は、以下の通り読み替えます。 ⑤ この預金取引における預金あるいは円普通預金口座 取引規約にもとづく他の預金について、前各号に掲げ る事由が生じたこと:他の預金に係る最終異動日等
			以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約および プレスティア マルチマネー口座預金細目は、2015年 11月1日より適用します。		以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約および プレスティア マルチマネー口座預金細目は、2018年 1月1日より適用します。

			現行の「SMBC信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC信託銀行取引規約集」文言
当座預金口座 取引規約	第11条 休眠預金等活 用法に係る最終異 動日等			1	この預金について、休眠預金等活用法における最終異動 日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものと します。 ① 当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げ る異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事 由として次項で定めるものについては、預金に係る債 権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第 2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知 が預金者に到達した場合または当該通知を発した日 から1カ月を経過した場合(1カ月を経過する日または 当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちい ずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらない で返送されたときを除く。)に限り、 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める 預金等に該当することとなった日
				2	第1項第2号において、将来における預金に係る債権の 行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみ をいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日 とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める 日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日 ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約に より、この預金について支払が停止されたこと:当該 支払停止が解除された日 ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税 滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象と なったこと:当該手続が終了した日 ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替そ の他の入出金が予定されていることまたは予定されて いたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握すること ができるものに限り、):当該入出金が行われた日 または入出金が行われないことが確定した日
			以上、当座預金口座取引規約は、2015年11月1日より 適用します。		以上、当座預金口座取引規約は、2018年1月1日より 適用します。